

平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号の一部を改正する告示案についての意見・情報の募集について

令和 6 年 4 月 24 日
農林水産省新事業・食品産業部

この度、「平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号の一部を改正する告示案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）は、本邦に上陸しようとする外国人が上陸の申請をする際に適合すべき基準を定めている（第 7 条）。また、本邦において「特定技能」の活動を行おうとする外国人について、本邦の公私の機関と締結する雇用に関する契約（以下「特定技能雇用契約」という。）や特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が適合すべき基準を定めている（第 2 条の 5）。

特定技能雇用契約及び特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成 31 年法務省令第 5 号）は、法務大臣が定める特定の産業分野に係るものについては、当該産業分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能である旨が定められている。

(2) 飲食料品製造業分野については、当省告示（平成 31 年農林水産省告示第 526 号）において固有の基準を定めている。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力へ**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：

意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省新事業・食品産業部 食品流通課 食品サービス第2班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

5 意見・情報受付期間

令和6年4月24日～令和6年5月23日

(郵送の場合も締切日必着とします。)

6 公示資料

平成三十一年三月十五日農林水産省告示第五百二十六号の一部を改正する告示案